

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、農林水産物等販売業の平成29年度の推計値が「0」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	① 過疎対策室が本年7月に過疎地域で製造業、旅館業等を営んでいると思われる事業者（抽出した500事業者）に対して行ったアンケート調査（以下「事業者アンケート」という。）において、平成28年1月から平成30年5月までの間における本特例措置の適用実績を調査したところ、平成29年度の農林水産物等販売業の適用実績が0件との結果であったため、当該年度の推計値を0件としたものである。 上記の内容を事前評価書に追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
-------------------------	---------------------------------------

【総務省の補足説明】

① 下記の内容を事前評価書に追記した。
《法人住民税、法人事業税》

年度	地方税の影響額（千円）		
	法人住民税	法人事業税	
		事業税	地方法人特別税
平成26年度	79,853	73,803	71,221
平成27年度	29,628	41,219	28,063
平成28年度	34,677	48,484	50,503
平成29年度	48,053	54,502	49,929
平成30年度	37,453	48,068	42,832
平成31年度	40,061	50,351	47,755
平成32年度	41,856	50,974	46,839

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

平成26年度～28年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（平成28年第190回国会提出、平成29年第193回国会提出及び平成30年第196回国会提出）による。平成29年度以降の影響額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

- ・平成29年度：平成26年度～28年度の3年平均
(少数点以下四捨五入。以下同じ。)
- ・平成30年度：平成27年度～29年度（見込み）の3年平均。
- ・平成31年度：平成28年度～30年度（見込み）の3年平均。
- ・平成32年度：平成29年度（見込み）～31年度（見込み）の3年平均。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
【総務省の補足説明】	① 点検項目（4）過去の減収額①の補足説明により、課題は解消されたと考えている。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
② 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年7月の豪雨災害により、被災した8市は今回の調査の対象外としたため、8市の29年度の実績については、過去の調査3か年分（平成26から28年度までの実績）における当該	

8市の新規雇用者の実績（計25人）から推計（25人/3年≒8人）し、計上している」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（平成26年度における旅館業1件及びコールセンター0件、27年度における旅館業2件及びコールセンター0件並びに28年度における旅館業2件及びコールセンター0件）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。

④ 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑤ 「10④効果」欄における「○目標値（9③）の算出方法」において、「平成30年度の過疎対策室調査では、29年度に本特例の適用が確認された件数（事業所の数）は69件」と説明されているが、平成29年度の適用数の推計値は70件と算定されており、説明に誤りがある。

【総務省の補足説明】

① 過疎対策室が本年6月に過疎市町村に対して行った調査（以下「過疎対策室調査」という。）によれば、平成27年度及び平成28年度において本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数は、それぞれ185人、132人である。
上記の内容を事前評価書に追記した。

② 西日本豪雨により被災した8市における新規雇用者数の推計については、過疎対策室調査で把握した当該8市の平成26年度から28年度までの実績（計25人）から推計（25人÷3年≒8人）したものである。
なお、当該3か年度における8市の新規雇用者の内訳（実績）は、以下のとおりである。
平成26年度（計8人）
内訳：岐阜県関市（8人）
平成27年度（計10人）
内訳：広島県府中市（10人）
平成28年度（計7人）
内訳：岐阜県関市（7人）
上記の内容を事前評価書に追記した。

③ 本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。
また、コールセンター業については、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）の改正の際、100人規模の雇用の確保が図られることや、専門知識など高度な技術を必ずしも必要としない人材の雇用が生まれることなどが期待できると考えられたため、本特例措置の対象事業に追加されたものであるが、実際には、コールセンターの業務に必要な人員を過疎地域で確保することが困難であったことや、事業所の建物を新增設するのではなく賃貸形式で確保するケースが多かったことなどの理由により適用実績がなかったことから、平成29年度以降は対象業種から除外されているものである。
一方、本特例措置は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心に年間70件程度の安定的な適用実績があるところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において当該設備投資に伴う雇用の発生という効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者

については、当該地域における基盤産業（当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種）の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており（地域の雇用・産業創造チャート（総務省統計局））、このような基盤産業を育成するための設備投資を促していくことが当該地域全体の雇用の増加に繋がると考えられるが、過疎対策室が行った調査によれば、平成29年度に本特例の適用があった69の事業所のうち、46の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該46の事業所から225人の雇用が創出されたことを踏まえれば、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与していると言える。

上記の内容を事前評価書に追記した

④ 事業者アンケートの結果、平成28年1月から平成30年5月までの間に本特例措置を活用したと回答した事業者は31事業者であり、そのうち本特例措置の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に「①影響があった」と答えたのは12事業者、「②あまり影響はなかった」と答えたのは17事業者、「③全く影響はなかった」と答えたのは2事業者であった。このことから、「①影響があった」と答えた12社において平成28年1月から平成30年5月までの間に新規雇用した110人については全員が、「②あまり影響はなかった」と答えた17事業者において同時期に新規雇用した177人についてはその半数が直接的な効果により新規雇用された人数であるものと考え、本特例措置を活用した全事業者（31事業者）の合計で287人を新規雇用した実績との比率を算出し（（110人+177人×0.5）/287人≒0.7）、それを過疎対策室調査で把握した平成27～29年度に本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数に乗算することで、各年度における本特例措置の直接的な効果による新規雇用者数を把握した。

年 度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人数）	
	うち直接的効果があったとみなされる新規雇用者数（左欄×0.7）	
平成27年度	185	130
平成28年度	132	92
平成29年度	260	182

⑤ 「10有効性①適用数」の平成29年度の推計（70事業者）は、財務省がとりまとめている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から推計しているが、同報告書では本特例措置を適用したことに伴う新規雇用者数は把握できないという課題がある。

このため、過疎対策室調査により、本特例措置を適用したことに伴う新規雇用者数を把握しているところ。平成29年度は、69事業者が本特例措置の適用に伴い252人を雇用したという結果が得られたため、「10④効果」欄における「○目標値（9③）の算出方法」では、過疎対策室調査の結果である適用数の69件を引用し雇用者数の目標値を設定したものであり、誤りではない。

いずれにしても財務省がとりまとめている報告書と過疎対策室調査では調査時期や調査項目等で異なるため、両者で若干の差異が生じることはやむを得ないものと考えている。

上記の説明を事前評価書に追記した。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、本特例措置のうち旅館業については、適用数が僅少であるという実態を踏まえても達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人））に対する将来の効果について、予測される将来の適用数（平成30年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業2件、31年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業2件並びに32年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業2件）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p> <p>② 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人））に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目（6）過去の効果③の補足説明で述べたとおり、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。</p> <p>一方、本特例措置は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心に年間70件程度の安定的な適用実績があるところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業（当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種）の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており（地域の産業・雇用創造チャート（総務省統計局））、このような基盤産業を育成するための設備投資を促していくことが当該地域全体の雇用の増加に繋がると考えられる。この点、過疎対策室が行った調査によれば、平成29年度に本特例措置の適用があった69の事業所のうち、46の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該46の事業所から225人の雇用が創出されたことを踏まえれば、本特例措置は、将来においても達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。</p> <p>なお、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、当該地域全体の雇用の増加につなげることができると考えられることから、平成29年の過疎法改正により、対象事業に追加したところである。</p> <p>この点、事業者アンケートでは、農林水産物等販売業について、法改正から1年余しか経過していない中でありながら、1件の適用見込みが確認されたことから、平成30年度以降の適用実績は、当該アンケートの結果も踏まえて2件と推計しているものである。</p> <p>いずれにしても、農林水産物等販売業を含め、本特例措置の対象業種を営む事業者に対する周知を徹底し、達成目標の実現に寄与するよう努めてまいる所存である。</p> <p>② 過疎対策室では、本特例措置の効果を把握するため、過疎対策室調査に加えて、事業者アンケートを実施している。</p> <p>事業者アンケートでは、事業者が本特例措置を活用したことによって、どの程度雇用や経営状況に影響があったかについて尋ねるほか、本特例措置を活用していない事業者についても、活用しない理由を尋ねることで、本特例措置の効果を含めた事後検証を行っている。</p> <p>なお、本特例措置の効果を事前に予測することは困難であることから、御指摘を踏まえ、今回実施した事業者アンケートの内容や調査方法等を改善した上で、事後的に本特例措置の効果を把握する調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した分</p>

<p>析等を行うこととしたい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明では、本特例措置のうち旅館業及び農林水産物等販売業については、適用数が僅少であるという実態を踏まえても達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義) (国税1) (法人住民税、法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 法人又は個人が、平成 31 年 3 月 31 日までに、過疎地域内に取得価額の合計が 2,000 万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置。 ○対象事業及び特別償却対象設備 ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 ○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。
		《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年8月 分析対象期間:平成 26 年度～32 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 45 年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成 17 年度:適用期限の2年延長 平成 19 年度:適用期限の2年延長 平成 21 年度:適用期限の1年延長 平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度:適用期限の2年延長 平成 25 年度:適用期限の2年延長 平成 27 年度:適用期限の2年延長 平成 29 年度:過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。
		2年間(平成 31 年4月 1 日～平成 33 年3月 31 日)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和 45 年以来、4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。 過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。 ○第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることに より、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。 ○第4条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。 ○第 30 条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p>
---	------	---------------	--

		<p>【「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年6月 15 日閣議決定)】 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議(平成 22 年3月)】 ○衆議院総務委員会 「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」</p> <p>(前略)政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。 一～三(略) 四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。 五～六(略)</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎地域自立促進特別措置法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域の自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが達成目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>○測定指標 ・過疎地域における本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数</p> <p>○目標値:本特例の適用期間中(平成 31 年度～32 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 568 人(根拠)10④の本特例の効果の見込みに基づく。</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講じることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。 また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例により、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができるものと考えている。 本特例の政策目標は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。</p>																																																						
10	有効性等	<p>①:適用数</p> <table border="1" data-bbox="1523 422 2060 710"> <thead> <tr> <th colspan="6">適用件数(件)</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>71</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>66</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>66</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>68</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について 件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 回国会提出)による。ただし、平成 29 年度以降の適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。(※)</p> <p>※ 農林水産物等販売業の適用件数については、平成 30 年度に過疎対策室が、過疎地域で製造業、旅館業及び農林水産物等販売業を営んでいると思われる事業所(抽出した 500 事業所)を対象に実施したアンケート調査(以下「事業者アンケート」という。)の結果に基づき、算出した。(回答率 39.0%) この事業者アンケートの結果、農林水産物等販売業を営む事業所が、平成 30 年1月～5月の間に設備投資を行い、本特例を活用する見込みがあると回答した事例が1件あったため、平成 30 年度以降の農林水産物等販売業の適用件数については、アンケートの回答率(39.0%)を踏まえ、1年間に2件と推計した。</p> <p>○推計値の算出方法 (1)製造業、旅館業 ・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 31 年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 32 年度:平成 29 年度(見込み)～31 年度(見込み)の3年平均。</p>	適用件数(件)						年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成 26 年度	71	1	0	-	72	平成 27 年度	66	2	0	-	68	平成 28 年度	66	2	0	-	68	平成 29 年度	68	2	-	0	70	平成 30 年度	67	2	-	2	71	平成 31 年度	67	2	-	2	71	平成 32 年度	67	2	-	2	71
適用件数(件)																																																								
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																			
平成 26 年度	71	1	0	-	72																																																			
平成 27 年度	66	2	0	-	68																																																			
平成 28 年度	66	2	0	-	68																																																			
平成 29 年度	68	2	-	0	70																																																			
平成 30 年度	67	2	-	2	71																																																			
平成 31 年度	67	2	-	2	71																																																			
平成 32 年度	67	2	-	2	71																																																			

	<p>(2) 農林水産物等販売業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度～32 年度: 事業者アンケートの結果を踏まえ、1 年間の適用件数を2件と推計 <p>○想定外に僅少であるか否かについて</p> <p>平成 27 年度実績(68 件)及び平成 28 年度実績(68 件)は、前回評価(平成 28 年8月)における見込み(平成 27 年度(74 件)、平成 28 年度(74 件))と比較して、想定外に僅少であるとは言えない。</p>					
②: 適用額	適用額(特別償却限度額)(千円)					
	年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
	平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	-	1,810,168
	平成 27 年度	855,341	13,228	0	-	868,571
	平成 28 年度	1,105,191	28,317	0	-	1,133,511
	平成 29 年度	1,251,721	19,025	-	0	1,270,746
	平成 30 年度	1,070,751	20,190	-	11,000	1,101,941
	平成 31 年度	1,142,554	22,511	-	11,000	1,176,065
	平成 32 年度	1,155,009	20,575	-	11,000	1,186,584
		<p>※平成 26～28 年度の実績は、単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない。</p> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。ただし、平成 29 年度以降の適用額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。(※)</p> <p>※ 農林水産物等販売業の適用額については、事業者アンケート調査の結果に基づき、算出した。</p> <p>事業者アンケート調査の結果、農林水産物等販売業を営む事業所が、平成 30 年1月～5月の間に 55,000 千円の設備投資を行い、本特例を活用する見込みがあると回答した事例が1件あった。</p> <p>なお、当該調査は平成 28 年1月から平成 30 年5月までの間における本特例措置の適用実績を調査するものであり、平成 29 年度の農林水産物等販売業の適用実績は 0 件との結果であったため、当該年度の推計値を 0 件としている。</p> <p>また、適用額については、事業者アンケート調査で把握した上記の事例の実績額(平成 30 年度に 55,000 千円の機械の購入)に、特別償却率(機械及び装置 10/100)を乗じた金額(55,000 千円×10/100=5,500 千円)を算出し、1 年間の適用件数(2 件(推計))を乗じて算出した。</p>				

	<p>○推計値の算出方法</p> <p>(1) 製造業、旅館業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度: 平成 26 年度～28 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。) 平成 30 年度: 平成 27 年度～29 年度(見込み)の3年平均。 平成 31 年度: 平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。 平成 32 年度: 平成 29 年度(見込み)～31 年度(見込み)の3年平均。 <p>(2) 農林水産物等販売業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度～32 年度: 事業者アンケートの結果を踏まえ、1 年間の適用件数2件×5,500 千円と推計 <p>○特例の対象の偏在性について</p> <p>「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 回国会提出)によれば、別紙1のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。</p> <p>また、過疎対策室が平成 30 年度に過疎市町村を対象に行った調査(以下「過疎対策室調査」という。)によれば、平成 29 年度実績は、本特例を適用した法人事業所が確認された団体は 48 市町村であり、都道府県で見ると 25 道県にまたがっており、地域的にも偏りはない。</p>					
③: 減収額	法人税の減収額(千円)					
	年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
	平成 26 年度	457,631	3,960	0	-	461,591
	平成 27 年度	204,426	3,161	0	-	207,587
	平成 28 年度	258,615	6,626	0	-	265,241
	平成 29 年度	292,903	4,452	-	0	297,355
	平成 30 年度	248,414	4,684	-	2,552	255,650
	平成 31 年度	265,073	5,223	-	2,552	272,848
	平成 32 年度	267,962	4,773	-	2,552	275,287
		<p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について</p> <p>減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。平成 29 年度適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。</p> <p>○法人税の減収額の算出方法</p> <p>前述の 10②の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成 26 年度: 25.5%、平成 27 年度: 23.9%、平成 28 年度～29 年度: 23.4%、</p>				

平成 30 年度:23.2%、平成 31 年度～32 年度:23.2%(見込み))を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》

年度	地方税の影響額(千円)		
	法人住民税	法人事業税	
		事業税	地方法人特別税
平成 26 年度	79,853	73,803	71,221
平成 27 年度	29,628	41,219	28,063
平成 28 年度	34,677	48,484	50,503
平成 29 年度	48,053	54,502	49,929
平成 30 年度	37,453	48,068	42,832
平成 31 年度	40,061	50,351	47,755
平成 32 年度	41,856	50,974	46,839

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について
平成 26 年度～28 年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。平成 29 年度以降については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法
・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。)
・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度(見込み)の3年平均。
・平成 31 年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。
・平成 32 年度:平成 29 年度(見込み)～31 年度(見込み)の3年平均。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

年度 (平成)	実績			見込み	目標値	
	27	28	29	30	31	32
本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	185	132	260 (うち推計8人)	284	284	284

(注) 1 平成 27～29 年度の実績は過疎対策室調査により把握(※)
2 平成 30 年度は見込み値。
3 平成 31 年度以降は目標値

※ 平成 30 年 7 月の豪雨災害により、被災した8市は今回の調

査の対象外としたため、8市の平成 29 年度の実績については、過去の調査 3 か年分(平成 26～28 年度実績)における当該8市の新規雇用者の実績(計 25 人)から推計(25 人/3 年≒8 人)し、計上している。

当該3か年度における8市の新規雇用者の内訳(実績)は、以下のとおりである。

平成 26 年度(計8人)
内訳: 岐阜県関市(8人)

平成 27 年度(計 10 人)
内訳: 広島県府中市(10人)

平成 28 年度(計7人)
内訳: 岐阜県関市(7人)

【平成 30 年度過疎対策室調査の対象外とした 8 市】
・広島県: 呉市、尾道市、府中市、東広島市、三原市、江田島市
・岐阜県: 関市
・愛媛県: 大洲市

○目標値(9③)の算出方法
(目標値:本特例の適用期間中(平成 31 年度～32 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 568 人)
平成 30 年度の過疎対策室調査では、平成 29 年度(本特例の適用が確認された件数(事業所の数)は 69 件、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 252 人であり、推計 8 人を加えて、平成 29 年度の新規雇用者数の実績を 260 人とした。
平成 30 年度の見込み及び平成 31 年度以降の目標値は、過疎対策室調査で把握した平成 29 年度の適用件数に対する増加雇用人数の比率(252 人/69 件≒4 人)を、10①の適用件数に当てはめて算出した(小数点以下四捨五入)。
なお、当該評価書で適用件数等の記載に引用している「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では、本特例措置を適用したことに伴う新規雇用者数が把握できないため、当室で実施している過疎対策室調査の結果(適用件数 69 件、新規雇用者数 252 人)を引用している。

○所期の目標の達成状況
前回の事前評価(平成 28 年8月)では、平成 29 年度～30 年度における本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 1,530 人と見込んでいたが、平成 30 年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏まえると 544 人の見込みとなっている。
所期の目標との乖離が見られるが、この原因としては、所期の目標が、平成 26 年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の実績(新規雇用者数 711 人、適用額 1,810,168 千円、適用件数 72 件)を基に推計されたものであるところ、直近の推計(H29 年度実績:新規雇用者数 260 人、適用額 1,270,746 千円、適用件数 70 件)と比較すると、適用件数には大きな変化がないものの、一方で、適用額は平成 26 年度の7割程度に留まっており、事業者の設備投資が相対的に減ったことに伴い、雇用創出効果が想定よりも発現していな

		<p>いものと推察される。</p> <p>○旅館業、コールセンター業の適用件数が僅少である理由 旅館業及びコールセンター業に係る過去の適用数(平成26年度における旅館業1件及びコールセンター0件、27年度における旅館業2件及びコールセンター0件並びに28年度における旅館業2件及びコールセンター0件)は、10件未満と僅少になっている。 その理由としては、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。 また、コールセンター業については、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法の改正の際、100人規模の雇用の確保が図られることや、専門知識など高度な技術を必ずしも必要としない人材の雇用が生まれることなどが期待できると考えられたため、本特例措置の対象事業に追加されたものであるが、実際には、コールセンターの業務に必要な人員を過疎地域で確保することが困難であったことや、事業所の建物を新增設するのではなく賃貸形式で確保するケースが多かったことなどの理由により、適用実績がなかったことから、平成29年度以降は対象業種から除外されているものである。</p> <p>○農林水産物等販売業の適用件数見込みが僅少となっている理由 農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、当該地域全体の雇用の増加につなげることができると考えられることから、平成29年の過疎法改正により、対象事業に追加したところである。 この点、事業者アンケートでは、農林水産物等販売業について、法改正から1年余しか経過していない中でありながら、1件の適用見込みが確認されたことから、平成30年度以降の適用実績は、当該アンケートの結果も踏まえて2件と推計しているものである。 いずれにしても、農林水産物等販売業を含め、本特例措置の対象業種を営む事業者に対する周知を徹底し、達成目標の実現により寄与するよう努めてまいる所存である。</p> <p>○適用件数が僅少となる業種があっても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考える理由 本特例措置は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心にこれまでも年間70件程度の安定的な適用実績があるところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という直接的な効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種)の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており(地域の産業・雇用創造チャート(総務省統計局))、このような基盤産業を育成するための設備投資を促し</p>
--	--	--

		<p>ていくことが、当該地域全体の雇用の増加に繋がると考えられる。過疎対策室が行った調査によれば、平成29年度に本特例措置の適用があった69の事業所のうち、46の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該46の事業所から225人の雇用が創出されたことを踏まえれば、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 一般に、過疎地域に設備投資する企業は、中小規模のものが多く、財務的に余裕があるケースは少ないものと考えられる。そうした中、本特例により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、ひいては当該過疎地域における雇用の維持・増加につながるものと考えている。 また、事業者アンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、財務的に余裕ができたことにより、設備投資のほか人件費への投資も可能になったなどの回答があったところであり、本特例は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できた。(事業者アンケートの結果の概要は、別紙2のとおり。) なお、今回の事業者アンケートを実施する際には本特例の概要資料を同封して制度の周知を図っている。また、各種会議等の場においても、本特例について積極的に周知に努めている。</p> <p>※ 本特例措置の効果を事前に予測することは困難であることから、今回実施した事業者アンケートの内容や調査方法を改善した上で、事後的に本特例措置の効果を把握する調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した分析等を行うこととしたい。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特別措置を講じることが有効かつ必要であり、仮に本特例が延長されない場合、上記のような過疎地域における雇用創出効果が全く期待できなくなる。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>《租税減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の維持・確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用増大の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、事業者の設備投資を促し、雇用を増大させる目的で過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の増加という政策目</p>

		<p>的において効果が見込まれる。</p> <p>補助金の場合は、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月【H28 総務01】

適用業種が偏っていないことについての補足説明

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から

(平成28年第190国会提出、平成29年第193国会提出及び平成30年第196国会提出)

過疎地域における工業用機械等の特別償却

(単位:千円)

業種	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	合計		合計		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
農林水産業	0	0	0	0	2	18,090
鉱業	2	44,928	0	0	0	0
建設業	4	58,871	4	47,781	1	1,549
製造業	48	669,981	54	703,510	56	1,020,191
食料品製造業	7	192,358	10	56,638	7	75,073
繊維工業	0	0	1	23,151	2	45,584
木材、木製品製造業	3	35,761	1	29	0	0
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	1	1,071	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	2	3,039	0	0	1	9,407
化学工業	0	0	5	27,482	3	34,758
石油製品製造業	0	0	0	0	0	0
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	2	19,392	2	31,011	1	647
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	35,566	1	58,573	2	85,476
鉄鋼業	1	20,839	0	0	1	69,883
非鉄金属製造業	0	0	2	99,300	2	61,608
金属製品製造業	12	84,243	10	43,903	13	132,872
機械製造業	7	175,041	7	44,184	8	208,938
産業用電気機械器具製造業	4	28,537	3	68,761	2	91,845
民生用電気機械器具電球製造業	1	1,305	0	0	1	5,035
通信機械器具製造業	1	4,665	3	34,641	3	16,945
輸送用機械器具製造業	5	59,809	7	201,641	6	84,820
理化学機械器具等製造業	0	0	0	0	1	4,115
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	1	9,419	1	13,118	3	93,178
卸売業	6	305,574	3	8,679	3	50,881
小売業	2	6,103	0	0	0	0
料理飲食旅館業	1	15,531	2	13,228	2	28,317
金融保険業	0	0	0	0	0	0
不動産業	3	583,955	1	1,177	2	2,276
運輸通信公益事業	2	103,943	1	87,824	0	0
サービス業	3	12,812	3	6,370	1	1,820
その他	1	8,465	0	0	1	10,384
合計	72	1,810,168	68	868,571	68	1,133,511

※ 評価書の集計では、「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」に計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

(別紙2)

事業者アンケートの結果の概要

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（500 事業者を抽出）
- ・ 実施時期
平成 30 年 7 月 6 日（金）～27 日（金）
- ・ 送付数（事業所単位）
500
- ・ 回答数
195
- ・ 回答率
39.0%

《事業者アンケートの結果》

- 平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に過疎地域に係る特別償却制度を活用したと回答した事業者は 31 事業者であった。
- 特別償却制度を活用した事業所に対し、制度の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に対し、「①影響があった」と答えたのは 12 事業者であった。
- 上記で「①影響があった」と答えた事業者からは、「制度を活用し、キャッシュに余裕が生まれることで、経営の安定度を高められる」という意見や、「増産のための設備投資や雇用など経営上の意思決定の自由度を高められる」などの意見があった。
- 雇用創出効果としては、平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に特別償却制度を活用した事業者に対し、新增設を行ったことに伴い増加した雇用者数を尋ねたところ、31 事業者の合計で 287 人の雇用者の増につながったとの回答が得られた。
- 特別償却制度を活用しなかった事業者に対し、制度を活用しなかった理由を尋ねたところ、「親会社が特別償却を採用しておらず、会計処理の統一を求められているため」などの意見があった。
- また、今回の事業者アンケートをきっかけに本特例を知ったという事業者も見受けられたところであるが、今回のアンケートを実施する際に同封した本特例制度の概要資料を見て、制度の活用を検討したいという意見も寄せられた。